



発行 東京都

目次

規則

訓令

告示

- 東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則…(港湾局臨海開発部誘致促進課)…二
- 東京都臨海地域管理運用委員会規程の一部改正…(港湾局臨海開発部誘致促進課)…二
- 平成三十一年東京都告示第四百六十九号(平成三十一年度非常勤職員的第一種報酬の額)の一部改正…(総務局総務部総務課)…二
- 都営住宅の廃止…(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)…二
- 都営住宅の使用料の変更…(同)…三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等…(同)…六
- 都営改良住宅の使用料の変更…(同)…七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更…(同)…八
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数…(同)…八
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除…(環境局多摩環境事務所環境改善課)…八
- 平成三十一年東京都告示第四百七十六号(平成三十一年度非常勤職員的第一種報酬の額)の一部改正…(福祉保健局総務部職員課)…九
- 令和二年における火光利用さば漁業の許可又は起業認可の申請期間等…(産業労働局農林水産部水産課)…九

規則(人)

告示(消)

公 告

- 令和二年におけるあじ・さば棒受け網漁業の許可又は起業認可の申請期間等…(同)…九
- 平成三十一年東京都告示第四百八十号(平成三十一年度非常勤職員的第一種報酬の額)の一部改正…(建設局総務部職員課)…一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更…(建設局公園緑地部公園課)…一〇
- 労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則…二
- 東京消防庁の分室等の名称及び位置の一部改正…二
- 夢の島公園アーチェリー場の開場時間の変更…(オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部施設整備第一課)…三
- カヌー・スラロームセンターの休館日の変更…(同)…三
- カヌー・スラロームセンターの開場時間の変更…(同)…三
- 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の休館日…(同)…三
- 大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の開場時間の変更…(同)…三
- 東京体育館の休館日の変更…(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)…三
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日…(同)…三
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更…(同)…三
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更…(同)…三
- 東京武道館の休館日の変更…(同)…四
- 東京武道館の開場時間の変更…(同)…四
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更…(同)…四
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更…(同)…四
- 有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更…(同)…五
- 武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更…(同)…五
- 東京都障害者スポーツセンターの休業日の変更…(同)…五
- 市街地再開発組合の理事長の変更…(都市整備局市街地整備部再開発課)…五

○管理処分計画の変更……………(同)………
 ○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出：(産業労働局商工部地域産業振興課)………
 ○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)………
 ○令和元年度危険物取扱者保安講習の実施……………(東京消防庁)………

規則

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則を公布する。
 令和元年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十四号

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発規則(平成十三年東京都規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項、第十九条の二及び第二十一条第四項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附則第八項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第十二号

| | | | |
|-----------|-------|-------|-----------|
| 政 策 企 画 局 | 総 務 局 | 財 務 局 | 都 市 整 備 局 |
|-----------|-------|-------|-----------|

名 称

清瀬野塩アパート
(10、11、12号棟)

位 置

清瀬市野塩二丁目三百八十七番地

構造及び規模

中層耐火

四八・四平方メートル

戸 数

九六戸

東京都臨海地域用地管理運用委員会規程(平成三十三年東京都訓令第七号)の一部を次のように改正する。
 令和元年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

第三条第四項中「政策企画局調整部長」を「政策企画局政策調整部長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第五百二十八号

平成三十一年東京都告示第四百六十九号(平成三十一年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

附則 「7,690円」を「7,910円」に、「7,640円」を「7,860円」に改める。

附則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

●東京都告示第五百二十九号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小池 百合子

清瀬野塩アパート
(13、14、15号棟)

同右

同右

五六・二平方メートル

同右

●東京都告示第五百三十号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和元年十月一日から実施するので、同条
第三項の規定により告示する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

| 種類 | 構造 | 名称 | 位置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸) | 近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸) |
|------|------|------------------|-------------|----------------|-----------|---|------------------------|
| 一般都営 | 高層耐火 | 南青山一丁目アパート(6号棟) | 港区南青山1-3 | 40.7 | 2 | 39,900 | 182,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 戸山ハイイツアパート(2号棟) | 新宿区戸山2-26 | 33.8 | 1 | 28,400 | 64,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 戸山ハイイツアパート(2号棟) | 新宿区戸山2-21 | 38.8 | 1 | 32,700 | 69,500 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 戸山ハイイツアパート(3号棟) | 新宿区戸山2-33 | 40.1 | 1 | 33,800 | 78,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 戸山ハイイツアパート(3号棟) | 新宿区戸山2-33 | 40.1 | 1 | 34,000 | 79,600 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 戸山ハイイツアパート(2号棟) | 新宿区戸山2-28 | 43.3 | 1 | 37,100 | 71,000 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 戸山ハイイツアパート(1号棟) | 新宿区戸山2-11 | 40.3 | 1 | 35,000 | 76,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東大久保一丁目アパート(1号棟) | 新宿区新宿6-13 | 42.2 | 1 | 36,200 | 60,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 根岸五丁目アパート(1号棟) | 台東区根岸5-18 | 34.3 | 6 | 27,100 | 40,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 江東橋四丁目アパート(2号棟) | 墨田区江東橋4-30 | 43.9 | 1 | 33,100 | 60,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 白鬚東アパート(5号棟) | 墨田区堤通2-5 | 59.7 | 1 | 43,900 | 66,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 立花六丁目アパート(1号棟) | 墨田区立花6-8 | 55.9 | 1 | 40,600 | 73,500 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 八広五丁目アパート(1号棟) | 墨田区八広5-10 | 55.9 | 1 | 40,200 | 74,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 大島四丁目アパート(2号棟) | 江東区大島4-21 | 51.2 | 2 | 42,300 | 74,900 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 北砂六丁目アパート(1号棟) | 江東区北砂6-16 | 48.1 | 1 | 40,600 | 73,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東砂七丁目アパート(3号棟) | 江東区東砂7-17 | 51.2 | 1 | 41,900 | 71,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 越中島三丁目アパート(1号棟) | 江東区越中島3-2 | 37.8 | 1 | 30,500 | 40,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 東砂二丁目アパート(6号棟) | 江東区東砂2-13 | 33.4 | 1 | 26,200 | 39,500 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東砂二丁目アパート(1号棟) | 江東区東砂2-13 | 37.9 | 1 | 29,800 | 50,600 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東陽三丁目アパート(2号棟) | 江東区東陽3-22 | 34.4 | 2 | 27,900 | 35,800 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東雲一丁目アパート(1号棟) | 江東区東雲1-7 | 34.3 | 1 | 27,600 | 49,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 北砂一丁目第3アパート(2号棟) | 江東区北砂1-3 | 42.0 | 1 | 33,600 | 54,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東雲二丁目アパート(3号棟) | 江東区東雲2-4 | 51.2 | 1 | 42,500 | 81,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 八潮五丁目アパート(4号棟) | 品川区八潮5-1 | 59.6 | 1 | 52,300 | 95,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 八潮五丁目アパート(6号棟) | 品川区八潮5-10 | 59.6 | 2 | 52,500 | 97,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 東六郷一丁目アパート(1号棟) | 大田区東六郷1-14 | 36.7 | 1 | 28,500 | 50,900 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 矢口二丁目アパート(1号棟) | 大田区矢口2-21 | 36.5 | 1 | 29,300 | 39,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東糞谷六丁目アパート(1号棟) | 大田区東糞谷6-9 | 42.2 | 1 | 33,500 | 48,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 東糞谷五丁目アパート(1号棟) | 大田区東糞谷5-17 | 51.2 | 1 | 42,300 | 66,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 大森東一丁目アパート(3号棟) | 大田区大森東1-31 | 59.6 | 1 | 49,900 | 83,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 梅丘一丁目アパート(1号棟) | 世田谷区梅丘1-37 | 42.3 | 1 | 34,500 | 73,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 新町二丁目アパート(2号棟) | 世田谷区新町2-23 | 55.9 | 1 | 47,100 | 94,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 喜多見二丁目アパート(1号棟) | 世田谷区喜多見2-10 | 52.4 | 1 | 40,800 | 69,500 |

| 種類 | 構造 | 名称 | 位置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸) | 近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸) |
|------|------|---------------------|-------------|----------------|-----------|---|------------------------|
| 一般都営 | 高層耐火 | 広尾五丁目アパート(1号棟) | 渋谷区広尾5-7 | 37.9 | 1 | 35,700 | 84,900 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 広尾五丁目アパート(2号棟) | 渋谷区広尾5-7 | 34.3 | 2 | 32,300 | 82,000 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 広尾五丁目アパート(2号棟) | 渋谷区広尾5-7 | 34.3 | 1 | 32,300 | 82,000 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 南台二丁目アパート(3号棟) | 中野区南台2-29 | 41.5 | 1 | 31,000 | 52,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 中野本町五丁目アパート(1号棟) | 中野区本町5-8 | 39.0 | 1 | 28,500 | 64,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 南大塚二丁目アパート(1号棟) | 豊島区南大塚2-36 | 42.2 | 2 | 35,800 | 56,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 滝野川三丁目アパート(4号棟) | 北区滝野川3-62 | 33.4 | 1 | 25,700 | 45,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 板橋本町アパート(2号棟) | 板橋区本町8-2 | 36.4 | 1 | 26,800 | 53,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 常盤台四丁目アパート(1号棟) | 板橋区常盤台4-7 | 55.9 | 1 | 43,300 | 86,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 相生町アパート(2号棟) | 板橋区相生町24-2 | 42.4 | 1 | 31,700 | 52,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 練馬春日町五丁目アパート(2号棟) | 練馬区春日町5-29 | 51.2 | 1 | 40,000 | 75,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 練馬北町六丁目アパート(1号棟) | 練馬区北町6-13 | 47.5 | 2 | 37,100 | 75,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 練馬関町北三丁目第2アパート(2号棟) | 練馬区関町北3-9 | 51.0 | 1 | 40,200 | 82,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 練馬北町八丁目アパート(6号棟) | 練馬区北町8-30 | 55.9 | 1 | 44,100 | 87,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南田中アパート(2号棟) | 練馬区南田中5-25 | 32.6 | 1 | 23,600 | 44,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南田中アパート(3号棟) | 練馬区石神井町1-1 | 36.4 | 1 | 26,800 | 52,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 南田中アパート(2号棟) | 練馬区南田中5-25 | 32.6 | 2 | 23,600 | 44,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 豊玉中一丁目アパート(2号棟) | 練馬区豊玉中1-23 | 51.0 | 1 | 39,200 | 76,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 立野町アパート(1号棟) | 練馬区立野町13-6 | 55.9 | 1 | 43,600 | 82,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 光が丘第2アパート(5-5-6号棟) | 練馬区光が丘5-5 | 61.4 | 1 | 49,200 | 103,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 関原二丁目アパート(2号棟) | 足立区関原2-14 | 51.0 | 1 | 36,500 | 62,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 足立中央本町五丁目アパート(3号棟) | 足立区中央本町5-17 | 55.9 | 2 | 40,800 | 73,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 東和四丁目第3アパート(4号棟) | 足立区東和4-25 | 59.6 | 1 | 43,500 | 80,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 六月二丁目第2アパート(2号棟) | 足立区六月2-25 | 48.1 | 1 | 34,700 | 59,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 梅田三丁目アパート(2号棟) | 足立区梅田3-2 | 59.6 | 1 | 43,200 | 75,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 六月町一丁目アパート(1号棟) | 足立区六月1-33 | 37.3 | 1 | 25,400 | 40,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 保木間町アパート(1号棟) | 足立区保木間1-25 | 41.6 | 2 | 29,200 | 41,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 保木間町アパート(3号棟) | 足立区保木間1-35 | 42.3 | 1 | 29,800 | 42,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 保木間第4アパート(1号棟) | 足立区東保木間1-5 | 37.3 | 1 | 25,100 | 40,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 保木間第4アパート(1号棟) | 足立区東保木間1-5 | 33.4 | 1 | 22,600 | 38,000 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 西保木間四丁目アパート(1号棟) | 足立区西保木間4-5 | 37.9 | 1 | 25,900 | 41,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 谷在家アパート(2号棟) | 足立区谷在家3-22 | 37.7 | 1 | 25,500 | 39,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 辰沼町アパート(6号棟) | 足立区辰沼1-2 | 35.7 | 1 | 24,200 | 38,400 |

| 種類 | 構造 | 名称 | 称位 | 置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸) | 近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸) |
|------|------|------------------------|----|-------------|----------------|-----------|---|------------------------|
| 一般都営 | 中層耐火 | 辰沼町アパート(14号棟) | | 足立区辰沼1-2 | 38.3 | 1 | 26,500 | 43,800 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 六ツ木町アパート(3号棟) | | 足立区六木1-5 | 40.5 | 1 | 27,400 | 41,200 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 六ツ木町アパート(5号棟) | | 足立区六木1-5 | 35.7 | 1 | 24,100 | 37,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 花畑第4アパート(21号棟) | | 足立区花畑8-5 | 38.3 | 1 | 25,800 | 38,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 花畑第5アパート(2号棟) | | 足立区花畑2-11 | 39.0 | 1 | 26,500 | 42,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 舎人町アパート(14号棟) | | 足立区舎人6-14 | 43.6 | 1 | 30,400 | 41,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 中川二丁目アパート(2号棟) | | 足立区中川2-24 | 51.0 | 1 | 36,700 | 64,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 足立加賀二丁目アパート(4号棟) | | 足立区加賀2-31 | 55.9 | 1 | 39,800 | 67,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 足立加賀二丁目アパート(7号棟) | | 足立区加賀2-31 | 55.9 | 1 | 39,800 | 67,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 足立入谷町アパート(4号棟) | | 足立区入谷8-16 | 55.9 | 1 | 39,500 | 66,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 足立入谷町アパート(1号棟) | | 足立区入谷8-2 | 55.9 | 1 | 39,700 | 66,200 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 亀有一丁目アパート(1号棟) | | 葛飾区亀有1-18 | 51.2 | 1 | 37,500 | 66,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 柴又三丁目アパート(8号棟) | | 葛飾区柴又3-17 | 43.6 | 1 | 31,900 | 56,800 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 葛飾新宿一丁目アパート(1号棟) | | 葛飾区新宿1-2 | 48.1 | 1 | 35,100 | 61,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 西新小岩三丁目アパート(8号棟) | | 葛飾区西新小岩3-21 | 55.9 | 1 | 41,600 | 59,200 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 亀有四丁目第2アパート(13号棟) | | 葛飾区亀有4-31 | 51.0 | 1 | 37,500 | 70,600 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 西新小岩一丁目アパート(2号棟) | | 葛飾区西新小岩1-1 | 51.2 | 1 | 38,900 | 65,400 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 西新小岩一丁目アパート(2号棟) | | 葛飾区西新小岩1-1 | 55.9 | 1 | 42,400 | 69,600 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 西新小岩一丁目アパート(1号棟) | | 葛飾区西新小岩1-1 | 55.9 | 2 | 42,400 | 69,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 西水元五丁目アパート(6号棟) | | 葛飾区西水元5-9 | 59.6 | 1 | 43,300 | 73,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 平井一丁目アパート(5号棟) | | 江戸川区平井3-4 | 37.9 | 1 | 27,800 | 48,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 平井一丁目アパート(7号棟) | | 江戸川区平井3-4 | 33.4 | 1 | 24,500 | 39,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 平井一丁目アパート(12号棟) | | 江戸川区平井3-4 | 34.4 | 1 | 25,300 | 43,600 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 平井一丁目アパート(13号棟) | | 江戸川区平井3-4 | 37.9 | 1 | 27,800 | 48,000 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 平井三丁目アパート(2号棟) | | 江戸川区平井3-5 | 51.2 | 1 | 40,000 | 68,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 清新町二丁目アパート(1号棟) | | 江戸川区清新町2-8 | 55.9 | 1 | 44,100 | 79,100 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 清新町二丁目アパート(4号棟) | | 江戸川区清新町2-8 | 55.9 | 1 | 44,600 | 86,800 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 八王子南大谷アパート(6号棟) | | 八王子市大谷町45-6 | 36.4 | 1 | 17,800 | 35,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン松が谷団地(18-3号棟) | | 八王子市松が谷18 | 51.1 | 1 | 26,300 | 43,200 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン松が谷団地(9-2号棟) | | 八王子市松が谷9-2 | 62.1 | 1 | 35,800 | 72,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-2号棟) | | 八王子市南大沢3-4 | 60.7 | 1 | 35,200 | 71,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 立川錦町四丁目アパート(22号棟) | | 立川市錦町4-8 | 55.9 | 1 | 34,600 | 80,500 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 立川富士見町六丁目アパート(56号棟) | | 立川市富士見町6-56 | 52.4 | 1 | 28,600 | 53,600 |

| 種類 | 構造 | 名称 | 称位 | 置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸) | 近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸) |
|------|------|-----------------------|----|--------------|----------------|-----------|---|------------------------|
| 一般都営 | 高層耐火 | 立川富士見町六丁目アパート(51号棟) | | 立川市富士見町6-51 | 50.9 | 1 | 28,200 | 57,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 立川柴崎町六丁目アパート(3号棟) | | 立川市柴崎町6-3 | 60.9 | 1 | 35,300 | 72,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 吉祥寺北町五丁目アパート(23号棟) | | 武蔵野市吉祥寺北町5-6 | 51.0 | 1 | 38,000 | 77,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 府中晴見町二丁目アパート(1号棟) | | 府中市晴見町2-18 | 58.1 | 1 | 35,500 | 84,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 調布くすのきアパート(5号棟) | | 調布市国領町3-8 | 45.1 | 1 | 25,100 | 56,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 調布富士見町三丁目第2アパート(4号棟) | | 調布市富士見町3-19 | 56.8 | 1 | 34,600 | 84,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 調布柴崎一丁目アパート(3号棟) | | 調布市柴崎1-7 | 51.0 | 1 | 31,500 | 79,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 佐須町アパート(4号棟) | | 調布市佐須町4-1 | 62.1 | 1 | 39,100 | 92,200 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 染地一丁目アパート(1号棟) | | 調布市染地1-1 | 60.2 | 1 | 36,500 | 86,400 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 成瀬アパート(18号棟) | | 町田市成瀬7-10 | 55.9 | 1 | 30,400 | 59,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 成瀬アパート(6号棟) | | 町田市成瀬7-10 | 55.9 | 1 | 30,400 | 65,000 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 成瀬アパート(5号棟) | | 町田市成瀬7-10 | 55.9 | 1 | 31,400 | 65,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 忠生三丁目アパート | | 町田市忠生3-6 | 55.9 | 1 | 30,100 | 56,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 町田金森第2アパート(2号棟) | | 町田市金森2-31 | 55.9 | 1 | 30,800 | 60,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 忠生四丁目アパート(3号棟) | | 町田市忠生4-10 | 62.1 | 1 | 33,700 | 63,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 忠生四丁目アパート(3号棟) | | 町田市忠生4-10 | 55.9 | 1 | 30,300 | 57,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 武蔵岡アパート(7号棟) | | 町田市相原町3190-7 | 55.9 | 2 | 29,700 | 59,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 日野新井アパート(1号棟) | | 日野市新井842 | 35.7 | 1 | 15,900 | 31,900 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 東村山萩山町二丁目アパート(2号棟) | | 東村山市萩山町2-13 | 61.3 | 1 | 37,200 | 80,000 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 国立東三丁目アパート(1号棟) | | 国立市東3-17 | 51.0 | 1 | 28,100 | 61,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 国立西三丁目アパート(1号棟) | | 国立市西3-8 | 55.9 | 1 | 33,500 | 77,300 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 田無緑町三丁目アパート(3号棟) | | 西東京市緑町3-8 | 55.9 | 1 | 35,100 | 78,200 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 田無北原町アパート(4号棟) | | 西東京市北原町2-12 | 62.1 | 1 | 38,900 | 87,200 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 狛江アパート(43号棟) | | 狛江市和泉本町4-7 | 37.3 | 1 | 18,500 | 47,100 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 松山三丁目アパート(10号棟) | | 清瀬市松山3-11 | 56.8 | 1 | 32,500 | 65,300 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 野塩五丁目アパート(1号棟) | | 清瀬市野塩5-255 | 56.8 | 1 | 32,200 | 63,500 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-4号棟) | | 多摩市諏訪5-2 | 37.7 | 1 | 17,400 | 30,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-9号棟) | | 多摩市諏訪5-2 | 37.7 | 1 | 17,400 | 30,700 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-8号棟) | | 多摩市諏訪5-2 | 37.7 | 1 | 17,400 | 30,700 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 多摩ニュータウン諏訪団地(3-1-1号棟) | | 多摩市諏訪3-1 | 58.0 | 1 | 30,900 | 62,800 |
| 一般都営 | 高層耐火 | 多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-2号棟) | | 多摩市愛宕1-2 | 38.7 | 1 | 18,300 | 35,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟) | | 多摩市愛宕4-1 | 40.1 | 2 | 19,200 | 34,600 |
| 一般都営 | 中層耐火 | 多摩ニュータウン貝取団地(5-1-1号棟) | | 多摩市貝取5-1 | 55.9 | 1 | 29,300 | 53,200 |

●東京都告示第五百三十一号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小池百合子

| 名称 | 位置 | 構造及び規模 | 戸数 | 収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき) | 近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき) |
|------------------------|----------------------|--------------------|-----|--|---------------------|
| 坂下一丁目アパート (7号棟) | 板橋区坂下一丁目九番 | 高層耐火 三四・六平方メートル | 八二戸 | 三〇、一〇〇円 | 六四、九〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 中層耐火 四〇・四平方メートル | 一〇戸 | 三五、二〇〇円 | 七五、八〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 高層耐火 同右 | 三四戸 | 同右 | 同右 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 一八戸 | 四一、六〇〇円 | 八九、九〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 一六戸 | 五〇、〇〇〇円 | 一〇七、八〇〇円 |
| 東大泉三丁目第4アパート (2号棟) | 練馬区東大泉三丁目五十九番 | 同右 | 一二戸 | 三〇、四〇〇円 | 七五、三〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 三五、五〇〇円 | 八七、九〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 四戸 | 四二、〇〇〇円 | 一〇四、一〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 五〇、五〇〇円 | 一二四、八〇〇円 |
| 東大泉三丁目第4アパート (3号棟) | 練馬区東大泉三丁目五十八番 | 同右 | 一二戸 | 三〇、四〇〇円 | 七四、五〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 三五、五〇〇円 | 八六、九〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 六戸 | 四二、〇〇〇円 | 一〇三、一〇〇円 |
| 国立富士見台四丁目アパート (3号棟) | 国立市富士見台四丁目十七番 地の六 | 同右 | 三二戸 | 二八、六〇〇円 | 六四、九〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 三三、四〇〇円 | 七五、七〇〇円 |
| 村山アパート (1130号棟) | 武蔵村山市緑が丘千四百六十番地 | 同右 | 八戸 | 二四、七〇〇円 | 五二、一〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 同右 | 二四、八〇〇円 | 五二、二〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 二四戸 | 八一、九〇〇円 | 三八、九〇〇円 |
| 同右 | 同右 | 同右 | 八戸 | 三九、四〇〇円 | 八三、〇〇〇円 |

| 種類 | 構造 | 名称 | 位置 | 規模 (平方メートル) | 戸数 (戸) | 使用料 |
|----|------|-----------------|-----------|----------------|-----------|--------|
| 改良 | 高層耐火 | 押上二丁目アパート(1号棟) | 墨田区押上2-1 | 48.1 | 1 | 35,900 |
| 改良 | 高層耐火 | 立花一丁目アパート(6号棟) | 墨田区立花1-27 | 40.6 | 1 | 28,800 |
| 改良 | 中層耐火 | 立花四丁目アパート(1号棟) | 墨田区立花4-30 | 48.1 | 1 | 35,200 |
| 改良 | 高層耐火 | 東陽一丁目アパート(5号棟) | 江東区東陽1-39 | 36.6 | 1 | 29,800 |
| 改良 | 中層耐火 | 南砂三丁目アパート(1号棟) | 江東区南砂3-11 | 32.6 | 1 | 25,500 |
| 改良 | 中層耐火 | 東砂七丁目アパート(11号棟) | 江東区東砂7-13 | 32.6 | 2 | 25,200 |
| 改良 | 中層耐火 | 南砂五丁目アパート(4号棟) | 江東区南砂5-24 | 33.4 | 1 | 26,000 |
| 改良 | 中層耐火 | 南砂五丁目アパート(6号棟) | 江東区南砂5-24 | 33.4 | 1 | 26,000 |
| 改良 | 高層耐火 | 坂下一丁目アパート(3号棟) | 板橋区坂下1-11 | 36.1 | 1 | 26,900 |
| 改良 | 中層耐火 | 亀有一丁目アパート(2号棟) | 葛飾区亀有1-16 | 48.1 | 1 | 35,400 |
| 改良 | 高層耐火 | 昭島玉川町アパート(2号棟) | 昭島市玉川町1-8 | 38.2 | 2 | 18,100 |
| 改良 | 中層耐火 | 国立北三丁目アパート(5号棟) | 国立市北3-25 | 48.1 | 1 | 27,400 |
| 改良 | 中層耐火 | 国立北三丁目アパート(6号棟) | 国立市北3-25 | 39.0 | 1 | 22,200 |

●東京都告示第五百三十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小池百合子

| | | |
|------------|-----------|------|
| 名称 | 位置 | 区画数 |
| 坂下一丁目アパート駐 | 板橋区坂下一丁目九 | 二四区画 |
| 車場 | 番 | |

●東京都告示第五百三十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和元年九月三十日

東京都知事 小池百合子

| | | |
|--------------|-----------|------|
| 名称 | 位置 | 区画数 |
| 清川二丁目第2アパート駐 | 台東区清川二丁目二 | 一四区画 |
| 車場 | 十三番 | |
| 調布富士見町三丁目第 | 調布市富士見町三丁 | 一一区画 |
| 3アパート駐車場 | 目二十一番地二 | |

●東京都告示第五百三十五号

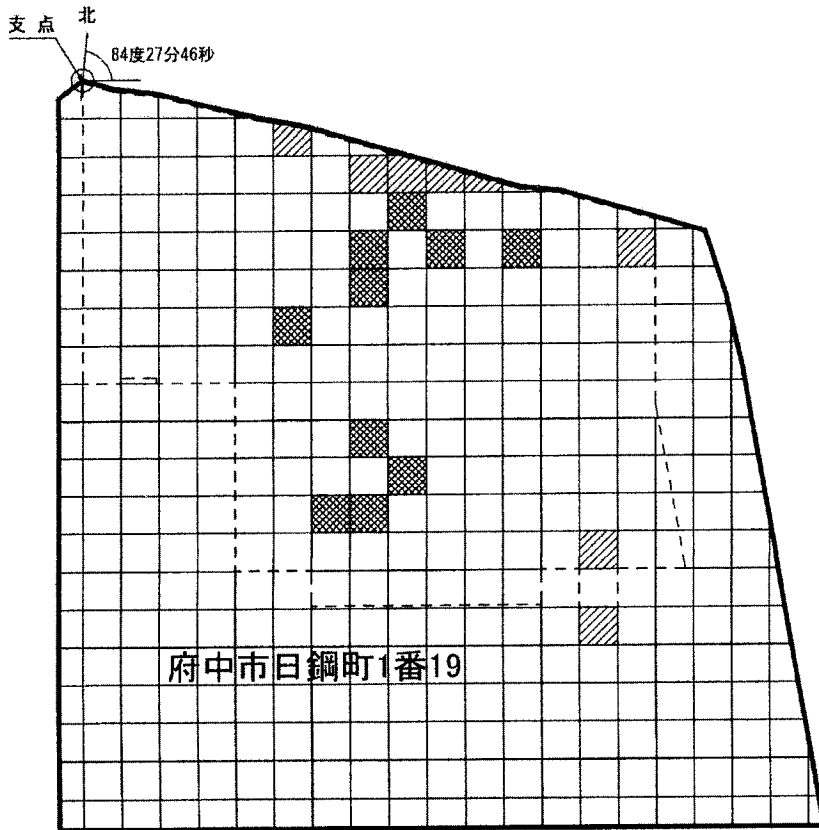
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百一十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(府中市日鋼町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



| 【凡 例】 | |
|-------|------------|
| —— | 単位区画 |
| —— | 敷地境界 |
| --- | 調査対象地 |
| ■ | 指定を解除する区域 |
| ▨ | 形質変更時要届出区域 |

【支 点】
支点は、府中市日鋼町1番19の最北端とする

【格子の回転角度:84度27分46秒】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五百三十六号

平成三十一年東京都告示第四百七十六号(平成三十一年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「7,640円」を「7,860円」に改める。

附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

●東京都告示第五百三十七号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和二年における火光利用さは漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和元年十月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度
四十隻

●東京都告示第五百三十八号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十

号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、令和二年におけるあじ・さば棒受け網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和元年十月一日から同月十五日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

六十五隻

●東京都告示第五百三十九号

平成三十一年東京都告示第四百八十号(平成三十一年度非常勤職員の第一種報酬の額)の一部を次のように改正する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

「7,640円」を「7,860円」に改める。

附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

●東京都告示第五百四十号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子
 公園名 変更内容 変更年月日
 東京都立玉川上水緑道 別図のとおり 令和元年十月一日

別図

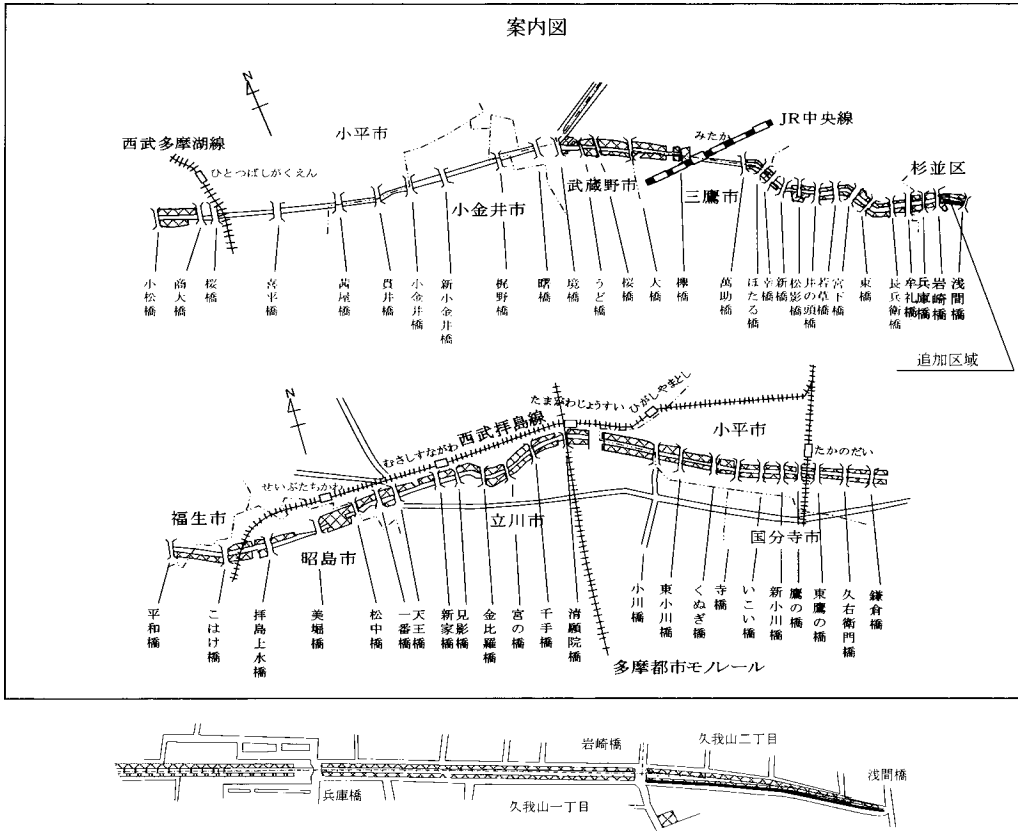
東京都立玉川上水緑道 区域変更略図

変更箇所 杉並区久我山一丁目

変更前の区域 面積 一四一、九五一・二三 平方メートル

追加区域 面積 三、〇二七・一〇 平方メートル

変更後の面積 一四四、九七八・三三 平方メートル



規則(人)

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第六号

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則(平成二十三年東京都人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一の部(五)の項中 「警視庁各部」を「警視庁各部」に、「警視庁取調監督室」を「警視庁各部」に、「警視庁組織犯罪対策特別捜査隊」を「警視庁組織犯罪対策特別捜査隊」に改める。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

告示(消)

●東京消防庁告示第19号

東京消防庁の分室等の名称及び位置(平成30年3月東京消防庁告示第3号)の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

東京消防庁

消防総監 安 藤 俊 雄

第36項を第38項とし、第11項から第35項までを2項ずつ

繰り下げ、第10項の次に次の2項を加える。

11 東京消防庁救急機動部隊六本木拠点

港区元麻布三丁目4番5号

12 東京消防庁救急機動部隊幡ヶ谷待機所

渋谷区幡ヶ谷一丁目13番20号

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

公 告

夢の島公園アーチェリー場の開場時間の変更
について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、夢の島公園アーチェリー場の施設の開場時間を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

令和元年十一月十日から同月十八日まで

二 開場時間

午前八時から午後五時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

カヌー・スラロームセンターの休館日の変更
について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、カヌー・スラロームセンターの施設の休館日を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

艇庫及びボートレーニングルーム

二 期日

休館 令和元年十月一日から同年十二月十七日まで

三 理由

管理棟の工事のため

カヌー・スラロームセンターの開場時間の変更
について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、カヌー・スラロームセンターの施設の開場時間を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

競技施設

二 期日及び開場時間

(一) 令和元年十月十三日から同月十五日まで

午前八時から午後五時まで

(二) 令和元年十月十六日から同月二十日まで

午前七時から午後八時まで

(三) 令和元年十月二十一日から同月二十四日まで

午前六時から午後六時三十分まで

(四) 令和元年十月二十五日から同月二十七日まで

午前六時から午後九時まで

(五) 令和元年十月二十八日から同年十一月二日まで

午前七時三十分から午後五時まで

(六) 令和元年十一月二十二日から同年十二月二日まで

午前七時から午後五時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の休館
日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の施設を次のように休館する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

令和元年十二月三日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため

大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の開場
時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の施設の開場時間を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

令和元年十月一日から同年十二月二日まで及び同月四日から同月三十日まで

二 開場時間

午前七時から午後九時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

メインアリーナ、サブアリーナ、陸上競技場、トレーニングルーム、健康体力相談室、研修室及び屋内プール
休館 令和元年十月一日から同年十二月二十七日まで

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

令和元年十月七日、同月二十一日、同月二十八日、同年十一月五日、同月十一日、同月十八日、同月二十五日、同年十二月二日、同月九日、同月十六日及び同月二十三日

(二) 第一球技場、補助競技場及び軟式野球場

令和元年十月七日、同月二十一日、同年十一月五日、同月十八日、同年十二月二日及び同月十六日

(三) 第二球技場

令和元年十月七日、同月二十一日、同年十一月五日、同月十八日、同年十二月二日、同月十六日及び同月十七日

(四) テニスコート

令和元年十月七日、同月二十一日、同年十一月五日、同月十八日及び同年十二月二日

(五) 硬式野球場

令和元年十月七日、同月十七日、同年十一月五日、同月十八日、同年十二月二日及び同月十六日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場及び補助競技場

開館 令和元年十二月二十八日から同月三十一日まで

(二) 体育館

開館 令和元年十二月二十八日から同月三十日まで
休館 令和元年十月七日、同年十一月五日及び同年十二月二日

(三) 屋内球技場

開館 令和元年十二月二十八日から同月三十日まで
休館 令和元年十月七日、同年十一月五日から同月七日まで、同年十二月二日及び同月三日

(四) 第一球技場、第二球技場、テニスコート、軟式野球場、硬式野球場及びトレーニングルーム

開館 令和元年十二月二十八日から同月三十日まで

(五) 弓道場

開館 令和元年十二月二十八日から同月三十日まで
休館 令和元年十一月十一日から同月十五日まで及び同月十八日から同月二十二日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリ

ンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

令和元年十月十五日、同月二十八日、同年十一月十一日、同月二十五日及び同年十二月二十三日

午後零時三十分から午後四時三十分まで

(二) 軟式野球場

令和元年十月十五日、同月二十八日、同年十一月十一日、同月二十五日、同年十二月九日及び同月二十三日

午前八時三十分から午後零時三十分まで

(三) 補助競技場

令和元年十二月三十一日
午前八時三十分から午後四時四十五分まで

(四) 硬式野球場

令和元年十月二十三日及び同月二十八日
午後零時三十分から午後九時まで

令和元年十一月十一日、同月二十五日、同年十二月九日及び同月二十三日

午後零時三十分から午後四時三十分まで

トレーニングルーム

(五) トレーニングルーム

令和元年十月一日から同年十二月三十一日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く

開館日

午前九時から午後九時三十分まで

令和元年十月一日から同年十二月三十一日までの

一(五)アの期日を除く開館日

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

開館 令和元年十月二十一日及び同年十二月二十八日から同月三十日まで
休館 令和元年十月十五日

二 理由

使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の開場時間を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

令和元年十月一日から同年十二月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

休館 令和元年十一月十三日から同月十七日まで及び同月十九日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

令和元年九月三十日

| | | |
|--|---|--|
| <p>一 期日 令和元年十月一日から同年十二月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>二 開場時間 午前九時から午後十時まで</p> <p>三 理由 使用者の利便性の向上のため</p> | <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和元年九月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 テニスコート（夜間照明設備を備えているものの一部を除く。）及びインドアコート</p> <p>休館 令和元年十月一日から同年十二月三十日まで</p> <p>二 理由 施設設備の改修工事のため</p> <p>武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の</p> | <p>森総合スポーツプラザの施設の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和元年九月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 メインアリーナ、会議室及び多目的スペース</p> <p>開館 令和元年十月二十一日、同年十一月十八日、同年十二月十六日、同月二十八日及び同月二十九日</p> <p>休館 令和元年十一月十三日及び同年十二月二十日</p> <p>二 サブアリーナ</p> <p>開館 令和元年十一月十八日、同年十二月十六日、同月二十八日及び同月二十九日</p> <p>休館 令和元年十月四日から同月六日まで、同月十八日から同月二十一日まで、同月三十一日、同年十一月一日、同月十三日及び同年十二月二十日</p> <p>三 屋内プール</p> <p>開館 令和元年十一月十八日及び同年十二月十六日</p> <p>休館 令和元年十月四日から同月十日まで、同月十八日から同月二十八日まで、同月三十一日、同年十一月一日、同月十三日及び同年十二月二十日</p> <p>四 トレーニングルーム</p> <p>開館 令和元年十一月十八日及び同年十二月十六日</p> <p>休館 令和元年十月四日から同月六日まで、同月十八日から同月二十一日まで、同月三十一日、同年十一月一日、同月十三日及び同年十二月二十日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため開館し、施設設備の整備及び保守点検のため休館する。</p> |
| <p>東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更について</p> <p>東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの休業日を次のように変更する。</p> <p>令和元年九月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名 プール</p> <p>二 期日 臨時休業 令和元年十月三日から同月十四日まで</p> <p>三 理由 修繕工事のため臨時休業する。</p> | <p>市街地再開発組合の理事長の変更について</p> <p>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により西品川一丁目地区市街地再開発組合から次に掲げる者に理事長を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p> <p>令和元年九月三十日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 氏名 池田 善俊</p> <p>二 住所 品川区西品川一丁目二番一―九〇七号</p> | |

管理処分計画の変更について

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業(第六工区)の管理処分計画を変更したの

令和元年九月三十日

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

一 第二種市街地再開発事業 東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

二 施行者の名称 東京都

三 事務所の所在地 中野区中野一丁目二番五号 東京都第二市街地整備事務所

四 管理処分計画に係る工区に含まれる地域の名称 江戸川区小松川一丁目、同区小松川二丁目、同区小松川三丁目及び同区小松川四丁目の各一部

五 管理処分計画の認可を受けた年月日 平成六年三月二十八日

六 管理処分計画について都市再開発法施行令(昭和四十四年政令第二百三十二号)第四十六条の二第四号に掲げる軽微な変更をした年月日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年九月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 マチノマ大森

二 店舗所在地 大田区大森西三丁目一番三十八

三 設置者名 三菱商事都市開発株式会社

四 設置者住所 千代田区有楽町一丁目七番一号

五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 四百二十一台

六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 四百二十一台

七 変更日 令和二年四月二十三日

八 届出日 令和元年八月二十二日

九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和元年九月三十日から令和二年

十一 縦覧時間

一月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和元年九月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 グランベリーパーク

イ 店舗所在地 町田市鶴間三丁目六番ほか十五筆

ウ 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか一名

(二)ア 店舗名 株式会社イトーヨーカ堂八王子店

イ 店舗所在地 八王子市狭間町千四百六十二番地一

ウ 設置者名 株式会社イトーヨーカ堂

(三)ア 店舗名 コープ東村山秋津町店

イ 店舗所在地 東村山市秋津町二丁目十八番二号

ウ 設置者名 株式会社ヤマトミ

(四)ア 店舗名 FFビル

イ 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十六番六号

ウ 設置者名 株式会社三峰

| | | |
|---|--|--|
| <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ア 概要 一(一)から(四)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なことをする。</p> <p>イ 意見の通知日 令和元年八月二十八日</p> <p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>四 縦覧期間 令和元年九月三十日から同年十月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までは除く。</p> <p>令和元年度危険物取扱者保安講習の実施について</p> <p>消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。</p> <p>令和元年9月30日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>1 講習区分及び受講対象者</p> <p>(1) 講習区分</p> <p>ア 第1区分(給油取扱所)</p> <p>イ 第2区分(製造所及び一般取扱所)</p> <p>ウ 第3区分(屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び移送取扱所)</p> <p>エ 第4区分(地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵</p> | <p>所)</p> <p>オ 第5区分(屋内貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び販売取扱所)</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時 令和元年12月3日(火曜日) 午後1時から午後5時まで</p> <p>(2) 実施場所 東京消防庁八王子消防署 八王子市上野町33番地</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 令和元年10月7日(月曜日) から同年11月26日(火曜日) まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)に定める休日を除く。)</p> <p>なお、講習の受講申請者が定員に達した場合は、締め切るものとする。</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>4 問合せ先 (1) 東京消防庁火災予防(防火管理) コールセンター</p> | <p>(電話03-3253-0119)</p> <p>(2) 都内(稲城市及び島しょ地域を除く。)の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(3) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係(電話03-3255-2945)</p> <p>5 その他 受講申請書は、各受付場所配布する。</p> |
|---|--|--|

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
(郵送料を含む) 六、六〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

